

○筑北村移住サポート住宅の設置及び管理に関する条例

令和7年1月22日条例第1号

筑北村移住サポート住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、筑北村移住サポート住宅（以下「サポート住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 筑北村への移住希望者に対し、村の公有財産のうち普通財産を貸し付けることにより、当該移住希望者へ一時的に村での生活体験や地域住民との交流の機会を提供することで、村への移住定住促進を図ることを目的として、サポート住宅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 サポート住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 筑北村移住サポート住宅
- (2) 位置 筑北村坂北2239番地

(管理)

第4条 サポート住宅の管理運営は、村長又は村長が定めた者（以下「管理運営者」という。）が行うものとする。

(利用対象者)

第5条 サポート住宅を利用できる者は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 村外に住所を有し、本村への移住を希望する者及びその家族、現に同居又は同居しようとする家族
- (2) 利用期間中、円滑かつ積極的に地域活動やイベントなどへの参加ができる者及び住民との交流を持てる者
- (3) おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターンを除き、筑北村空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項各号の規定にかかわらず、満18歳未満の者のみでのサポート住宅の利用はできないものとする。

3 第1項各号及び前項に掲げるもののほか、村長が必要と認める者。

(利用期間)

第6条 サポート住宅を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が利用できる期間は、連続した4日以上30日以内とし、開始日と終了日は原則平日とする。この場合において、当該期間内に利用しない日があっても、連続して利用したものとみなす。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（利用許可）

第7条 利用者は、サポート住宅を利用するに当たり、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の許可をするに当たり、サポート住宅の管理上必要な条件を付すことができる。

3 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サポート住宅の利用を許可しないものとする。

（1） その利用が公序良俗に反するおそれがあるとき。

（2） その利用が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあるとき。

（3） その利用が施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

（4） その利用が管理上支障を来すおそれがあるとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、村長が利用を不相当と認めるとき。

（遵守事項）

第8条 利用者はサポート住宅及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない

（1） サポート住宅の趣旨に反した目的に使用しないこと。

（2） 常に善良な管理意識をもって利用すること。

（3） 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと。

（4） その他村長の指示に従うこと。

（禁止行為）

第9条 利用者は、サポート住宅及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 近隣住民の迷惑となるような行為

（2） サポート住宅の改修又は増築

（3） サポート住宅を利用する権利の他人への譲渡又は転貸

（4） 政治活動又は宗教活動

（5） 事業又は営業活動

（6） 文書、図面その他の印刷物等の貼付又は配布

（7） 動物等の飼育

(8) その他サポート住宅の利用にふさわしくない行為
(利用許可の取消し等)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取消し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に生じた損害については、村は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) サポート住宅の管理上必要とする指示に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が利用を不相当と認めるとき。

(利用料等)

第11条 利用者は、別表第1に定める料金により算出された利用料を当該住宅の利用開始前に納付しなければならない。

- 2 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 第1項の利用料は、サポート住宅の光熱費、上下水道料、インターネット利用料、火災保険料等及びこれらに係る消費税を含むものとする。その他の費用については利用者が負担する。
- 4 前項にある利用料に含まれている費用に関して、村長が不相当と認めた場合、別途利用料を請求することができる。

(立入り)

第12条 管理運営者は当該住宅の防火、火災の延焼、構造の保存その他当該住宅の管理上特に必要な場合は、利用者の承諾がなくても当該住宅内の敷地に立ち入ることができる。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを妨げてはならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、サポート住宅の建物、設備や備品等を滅失又は毀損させたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項のような賠償の必要のある事案が発生した場合、利用者は速やかに村長へ報告しなければならない。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、サポート住宅の利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに原状回復して、返還しなければならない。

(事故免責)

第15条 建物の老朽化及び天災等に起因して、利用者が死傷した場合において、

村はその賠償の責を負わないものとする。

- 2 サポート住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、サポート住宅及びその敷地内で発生した事故に対して村はその責任を負わないものとする。

(利用報告)

第16条 サポート住宅の利用者は、利用終了時に活動した内容等を村長に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(利用期間の特例)

- 2 令和7年3月の利用に関しては、第6条の規定にかかわらず、連続する3日を限度とする。

(利用料の特例)

- 3 令和7年3月の利用に関しては、第11条の規定にかかわらず、無料とする。

別表第1 (第11条関係)

夏季 (4月～10月)	1泊 2,000円
冬季 (11月～3月)	1泊 2,500円
寝 具	1組 3,000円 シーツ交換 1回 500円